

第五期区営住宅等指定管理者の募集について

区営住宅等の入居者の募集・施設維持管理等の業務については、平成18年9月1日から指定管理者により実施しているところであるが、第四期の指定期間が平成32年3月31日で終了することから、平成32年度以降の指定管理者を募集する。

1. 対象施設

- (1) 区営住宅（13団地 25棟 451戸）
- (2) 福祉住宅（9棟 156戸）
- (3) まちづくり事業住宅（1棟 25戸）

2. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 区営住宅・福祉住宅の入居者募集の業務
- (2) 住宅使用者からの修繕依頼受付業務
- (3) 使用料・共益費の滞納者への納付に関する業務
- (4) 管理人に関する業務
- (5) 防火管理に関する業務
- (6) 対象施設の維持管理・修繕・設備点検等の業務

3. 指定期間

平成32年4月1日から平成37年3月31日まで（5年間）

4. 第四期からの変更点

- ・区民住宅返還に伴う、対象施設の減
- ・都営住宅の移管に伴う、区営住宅の増
- ・管理人に関する業務及び防火管理に関する業務の追加

5. 今後のスケジュール

平成31年	6月～8月	募集の周知
	8月～9月	申請受付
	9月	候補者の選定
	第4回定例会	指定管理者の指定に関する議案提出（予定）
平成32年	4月	指定管理者による業務開始